

# 計画の基本的な考え方

# 1 計画策定の趣旨

---

男女共同参画社会とは、男女が対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、それぞれの個性と能力を発揮することのできる社会であり、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題の一つと位置づけられています。

制度面においては、男女共同参画社会基本法や改正男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の制定など、男女平等の実現に向けた社会の仕組みづくりが整いつつあります。

これらの取組みにより社会の意識も少しずつ変化がみられますが、男女の能力とは無関係な性別による固定的な役割分担意識<sup>※1</sup> や、これを反映した慣行が依然として残っており、男女共同参画社会を形成していく上で、解決しなければならない課題が存在している状況です。

そこで、男女が自らの意思によってそれぞれの能力に応じ、社会のあらゆる分野における活動に参画し、それぞれの個性と能力を発揮することのできる社会の実現に向け、男女共同参画社会基本法の基本的考え方、及びまちづくりの基本理念である『健康で明るいまち』に基づき、だれもが夢と生きがいを持ち、さまざまな分野で活躍できる健康で明るいまちづくりを目指し、「坂町男女共同参画プラン」を策定します。

---

## ※1 性別による固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

## 2 計画の位置付け

---

坂町では、「坂町第4次長期総合計画」において『生きがいを創り出す社会づくり』を施策の柱として、男女共同参画社会の推進を展開することとしています。

「坂町男女共同参画プラン」は、男女共同参画社会基本法に基づき策定された、国の『男女共同参画基本計画』、県の『広島県男女共同参画基本計画』の基本的考え方や、男女共同参画社会に関する住民の意識・行動の実態、ニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に平成22年3月に実施したアンケート調査の結果等を踏まえ、坂町の将来像である“自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち”を形成していくために必要な取組みの指針となるものです。

## 3 計画の視点

---

男女共同参画社会の実現に向けて、より効果的に計画を推進するため、次に示す視点で基本計画を策定します。

### ■ 人を育てる

平成22年に坂町が実施したアンケート調査では、男女共同参画社会について、「よく知っている」「内容(意味)を少しは知っている」と答えた人の割合は、「まったく知らない」「言葉(名称)は知っている」に比べ低い結果になっています。

このことから、学校教育や生涯学習などあらゆる場面において、男女共同参画社会についての正しい理解や浸透を図ることが、計画を推進する上で重要な事項と考えます。

### ■ 環境をつくる

少子高齢化の進展、地域の課題やニーズが多様化する中で、男女が共に地域社会への貢献を進めることにより、地域社会を豊かで活力あるものとしていくことが期待されています。

このため、男女が地域の様々な活動に目を向け、共に参画しやすい環境づくりを推進します。

### ■ 安心をつくる

男女共同参画を推進するためには、だれもが安心して生き生きと暮らすことができる社会を築いていくことが重要です。

中でも、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つである配偶者からの暴力をはじめとする男女間のあらゆる問題、人権侵害の防止、解決に向けた取組みを推進します。

## 4 計画期間

---

この計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。